

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当たる翌日)

は、昭和四十七年五月十八日適当と決定したので、入会林野等に係る権利
関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六
条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年五月三十日

鳥取県知事 石 破 朗

二 朗

鳥取県知事 石 破 朗

二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
下木原入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十七年五月三十一日から三十日間

三 縦覧に供する場所
鳥取県農林部林務課及び国府町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

◆正誤 昭和四十七年五月十五日付鳥取県公報号外中訂正

告示

鳥取県告示第三百八十五号

1 昭和47年5月30日 火曜日 鳥取県公報 第4345号 (第三種郵便物認可)

岩美郡国府町大字下木原下木原入会林野整備組合代表者岩美郡国府町大
字下木原一七番地木村照雄から申請のあつた入会林野整備計画について

昭和四十七年五月三十日

鳥取県知事 石 破 朗

二 朗

朗

鳥取県告示第三百八十六号

鳥取市倭文倭文西入会林野整備組合代表者鳥取市倭文三九二番地前田信
男から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十七年五月十八
日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関す
る法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次
のとおり告示する。

一 縦覧に供する書類の名称

倭文西入会林野整備計画書の写し

一 起業者の名称

日本鉄道建設公團

二 事業の種類

智頭線鉄道建設工事

二

立ち入りろうとする土地の区域

昭和四十七年五月三十一日から三十日間
縦覧に供する場所

三

鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所

三

八頭郡智頭町大字中原、尾見、大内、郷原、毛谷、篠坂、南方及び山

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

四

立ち入りろうとする期間

昭和四十七年五月三十日から昭和四十八年三月三十一日まで

鳥取県告示第三百八十七号

智頭町長酒本頼正から申請のあつた波多地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百一十六号)第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十七年五月二十六日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年五月三十日から用途廃止した。

昭和四十七年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用
八頭郡船岡町大字福井字毫本木三〇五ノ二番地先 から同町大字福井字毫本木三〇四ノ六番地先まで	四七・八九	道路敷	途

鳥取県告示第三百八十八号

土地收回法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年五月三十日から用途廃止した。

昭和四十七年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00499

昭和47年5月30日 火曜日

鳥取県公報

第4845号 (第三種郵便物認可)

場	所	(平方メートル)	用途
八頭郡河原町大字小河内字東土居一六五番地先から同町大字小河内字東土居一六五番地先まで	八八・七〇	水路敷	

県取県告示第三百九十一号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年五月三十日

鳥取県知事 石破 二朗

一 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間

昭和四十七年五月三十日から昭和四十七年十二月十九日まで

三 作業地域

八頭郡郡家町

正 誤

昭和四十七年五月十五日付鳥取県公報号外中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

貞**誤****正**昭和四十六年四月中鳥取県公報
目録昭和四十七年四月中鳥取県公報
目録